



令和2年度及び3年度  
**紀美野町生涯学習振興計画**

**紀美野町教育委員会**

# — 目 次 —

I. 紀美野町生涯学習振興計画策定の趣旨	2
II. 生涯学習とは	2
III. 人づくりと体制づくり	3
1 社会教育委員	
2 公民館運営審議会・文化センター運営委員会	
・町民大学講座運営委員会	
3 ボランティアの養成	
4 社会教育・体育施設の整備	
IV. 学びの場づくり	4
1 公民館事業	
2 文化の振興	
3 みさと天文台事業	
4 地域の教育力	
V. 社会的課題解決への取り組み	7
1 家庭教育	
2 青少年教育	
3 成人教育	
4 高齢者教育	
5 人権教育	
6 情報教育	
7 環境教育	
8 防災教育	
VI. 文化財の保存と活用	10
VII. 生涯スポーツの振興	11
関連資料	12

# ～学びつづけて豊かに生きる～ 活力と創造性を育むまち紀美野町



## I 紀美野町生涯学習振興計画策定の趣旨

本格的な人口減少社会の到来に臨む我が国において、多くの地方自治体が人口減少問題に直面しており、将来的な存続さえ危ぶまれる状況が生まれている。それにもない行政サービスの見直し、縮小は全国的に避けて通れない問題である。

このような社会情勢の中、紀美野町では、人口減少、少子高齢化、地域の過疎化が大きな課題となっており、教育分野においても多くの影響を与えていている。

これらの課題に立ち向かっていくためには、町民一人一人が紀美野町に対し「私たちの町ふるさと」であるという心情を喚起し、活気あるふるさとづくりに積極的に貢献しようとする意識をもてるようにすることが必要となる。

本計画は、本町におけるまちづくりの最上位計画である「第2次紀美野町長期総合計画」の部門別計画と位置づけ、「学びつづけて豊かに生きる」を目指し、具体的に推進することを目的とする。なお、策定済みの各種目標及び計画の整合性を保ちながら一層の充実を図るとともに、社会情勢や町民の学習ニーズの変化などにより、見直しが必要な場合は、社会教育委員と協議のうえ、隨時見直しを検討するものとする。

なお、生涯学習振興計画の期間は、令和2年度から令和3年度の2年間とする。

## II 生涯学習とは

私たちが生涯にわたって行う学習活動であり、学校教育をはじめ、社会教育(文化・スポーツ・レクリエーション・ボランティア・企業内教育・趣味など)様々な場や機会において行う学習活動のことをいう。

町民一人一人の学びと成長が、豊かな人生を送ることができるばかりでなく、地域の連帯感・地域力の向上・地域の活性化につながり、活気ある「町づくり・人づくり」には、生涯学習の推進は益々必要不可欠となることから、つきの課題を努力目標とする。

1. 自分らしい生きがいを求め心豊かで思いやりのある人づくりを進める。
2. 進んで学習の機会や場を求めて自分の趣味や個性を伸ばそうとする意識を育てる。
3. 自分も他人も大切にできる心情を育てる。
4. 地域に根ざした住民主体の活動を展開する。
5. 学校、家庭、地域がお互いに協力しながら地域社会の一員として、共に育ち、育て合うことができる、安心と信頼の地域ネットワークづくりをめざす。
6. 生涯学習活動の情報発信の充実に努める。

### **III 人づくりと体制づくり**

#### **1. 社会教育委員**

社会教育法に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、現在10名の社会教育委員を委嘱している。

生涯学習振興計画を立案すること、あるいは教育委員会の諮問に対して意見を述べること、そしてそれらを行うために、社会教育関係の研修会や会議に積極的に参加する。

また社会教育は「町づくり」であることから、町職員の資質向上を目指すため、社会教育委員会主催の研修会を開催する。

#### **2. 公民館運営審議会・文化センター運営委員会・町民大学講座運営委員会**

社会教育法に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、現在8名の公民館運営審議会の委員を委嘱している。この委員は、文化センター運営委員会及び町民大学講座運営委員会の委員を兼任し、公民館や文化センターの健全かつ円滑な運営を図り、広く町民の意見を反映するため、教育委員会、公民館長の諮問に応じ審議し、答申する。また紀美野町の文化の発展と町民の教養の高揚に資するための講座の運営について必要な事項を審議する。

#### **3. ボランティアの養成**

生涯学習社会の進展に伴って、様々な分野に協力または自発的に行うボランティア活動は今後ますます重要な要素となってくる。

ボランティア活動は組織や地域の活性化につながると同時に、ボランティア自身にとっても自己実現や自分自身を成長させ喜びと生きがいを得る好機となる。そのため知識や技能、経験などを社会に還元してもらえるように努めるとともに、ボランティア養成講座やボランティア・人材登録制度の体制を充実する。

- (1)一般世代や高齢者が持つ特技や意欲をボランティアに結び付けられるよう、関係機関、団体と連携していく。
- (2)各学校と連携しながら、青少年(中学生以上)に町行事への参加を呼びかけボランティア意識の向上を図る。
- (3)ふるさと案内人登録事業

地域における各種の知識を有した人材を把握し、その人材と関わりを持つことで繋がりの輪を広げていく。またそれらの人材を登録し、学校のふるさと学習・サロン・サークル等へ出向き知識を伝えられる体制の充実を行う。

#### **4. 社会教育・体育施設の整備**

町にとって社会教育・体育施設は、町民が芸術文化、スポーツに触れるため必要な施設と

考えるが、合併前の旧 2 町に点在し、老朽化が進んだ施設が多く、維持管理が難しい。また、利用者のニーズに沿えない現状である。

今後、事業内容を見極め、利用者の利便性を考慮したうえで、計画的に修繕を進める。また施設の統廃合、施設及び事業の民間委託も視野に入れながら検討し、町民のニーズに応えられる整備を進めていく。

## IV 学びの場づくり

### 1. 公民館事業

公民館は、地域における最も身近な学習拠点であり、交流の場としての重要な役割を果たしている。当町においては、生涯学習の拠点として、中央公民館・小川地区公民館・志賀野地区公民館の3館が互いに連携しながら、町民の学習活動や地域づくりを支援している。

現在、講座やサークルがさかんに活動を行っているが、今後は趣味や稽古事以外に、地域の課題に即した講座やサークルの開設を図り、町民が主体的に学習できる環境を形成していく。

また各種サークルに参加している人が高齢者の方が多く、若年層の利用が少ない傾向にあるため、誰でも気軽に立ち寄れる自由で開放的な公民館の運営が必要とされている。

#### (1) サークル活動支援

公民館で活動を行うサークル・団体への協力または支援をする。

#### (2) 新講座開設

講座・サークル活動のさらなる活性化を図るとともに、視点を変え、新たな世代等を中心とした活動を促進する。

#### (3) 児童・生徒絵画、ふれあいサロン展示

幼児・小・中学生の絵画を公民館、庁舎及び文化センターの廊下や各部屋に展示することにより、制作意欲を高めると共に、励みとしていく。

展示室には文化協会、サークル及び一般の作品を展示し、ギャラリー的な雰囲気を醸成し文化性を高める努力を続ける。

#### (4) 図書室の活用

中央公民館図書室と文化センター図書室の図書システムを活用し、両室の図書情報を提供し、読書の推進を行う。読書活動については、中央、小川地区・志賀野地区公民館及び文化センターで設置している子どもを対象とした「めだか文庫」を実施し、読書に親しむ子どもの育成に努める。

また4月23日を中心とする「子ども読書の日」の趣旨をふまえ、年間を通して子どもの活字離れを是正し、読み聞かせサークル、ボランティア団体等と協力連携を図り、積極的に読書力の涵養を図る。

#### (5) 地域活動グループ

公民館以外の社会教育施設等で活動を行うサークル・団体への協力または支援をする。

## 2. 文化の振興

心豊かな文化振興の実現を図り、あらゆる世代の町民が優れた文化・芸術に触れる機会を提供するために、町民大学講座、文化振興事業、文化祭及び文化協会事業を、公民館、文化センターにおいて開催する。

#### (1) 町民大学講座

町民の教養の高揚に資するために、各分野において人権委員会との共催もしながら開催する。

#### (2) 文化振興事業

町民の教養及び地域文化の質的向上を図る。宝くじ・NHKなどの文化公演事業の応募を行う。また児童・生徒対象の文化振興事業を学校と連携しながら開催する。

#### (3) みさとホールを活用したまちづくりプロジェクト事業

文化センターの専門性の高い「みさとホール」、改修した「中庭」及び広い「ホワイエ・ギャラリー」を有効に活用し町民の文化芸術の資質向上を図る。また、町外へ「みさとホール」の利用、合宿誘致等の情報発信を行う。

#### (4) 文化祭

町民一人一人の生涯学習への意欲を高めるため、日頃の活動の成果を発表する場として中央公民館・文化センターにおいて開催する。また、小川・志賀野地区公民館においても作品展示会を、それぞれの公民館・地域の特色を生かした内容として開催していく。

#### (5) 文化協会

町内の文化団体が相互に連携し、春の文化協会展を開催する。

## 3. みさと天文台事業

星や宇宙を学習するという側面の活動だけでなく、町の財産のひとつである美しい星空を楽しみ、心豊かな生活につなげられるよう、子どもから大人までを対象にした幅の広い活動を開催する。また科学教育に限らず、観光産業の立場から地域活動団体と協力し官民一体で、星空を資源ととらえた町づくり活動にも積極的に寄与する。

#### (1) 夜間の観望会(星空ツアー)や、昼間の星空体験としてプラネタリム及び立体映像(3D-Mitaka)を定期的に実施し、町内外へ広く情報発信していく。

#### (2) 天文台による、町内外の学校への授業開催及び出前授業を行う。

#### (3) 県内外学校・研究機関との連携を図り、天文台の認知度アップ及びスキルアップを図

る。

- (4) 文化祭に天文コーナーを設け、町民に対し天文台活動を認識してもらう。
- (5) 星空サークル活動を支援する。
- (6) 様々なイベントの開催し学習をすることにより、天文に興味を持つ、きっかけづくりを行う。

## 4. 地域の教育力

子どもをめぐる課題が複雑かつ多様化する現在、教育のあり方についての根本的な見直しが求められ、学校では地域に向けた情報発信や説明責任を果たす意味から、地域に「開かれた学校づくり」を進めることができが大きな課題となっている。

こうした中、地域共育コミュニティ事業や地域ふれあいルームの継続、各種文化・スポーツ活動や体験活動について、子どもを中心に家庭や地域住民が集う地域ぐるみの教育を行う意識を醸成していくことが重要となる。

当町でも学校教育と社会教育が相互に関わる学社融合の成果があげられる体制を整備していくために、町内の小中学校が行うコミュニティスクールへの参加・連携を深めていく。

また、地域団体が地域の活性化のため活動している中、「町づくりは人づくり」であり、まちづくり課及び関係団体と連携を密に推進していく。

### (1) 放課後子ども教室推進事業(ふれあいルーム)

子どもたちの放課後の安全・安心な活動拠点として、ふれあいルームを中心公民館・文化センターで行う。また子どもと地域の人との世代間交流の場を促進する。

### (2) 放課後子どもの居場所づくり推進事業(学習サポート)

家庭学習の支援として、教員OBが宿題や教材を利用し、子どもたちの学習活動をサポートしていく。

### (3) 紀美野共育コミュニティ事業

輝く子どもたちの未来に向けて、子どもを中心とした学校を核とした地域連携の事業を各学校で実践する。また「きのくにコミュニティスクール」の運営・推進に、学校運営協議会の委員とともに、社会教育委員、社会教育指導員及び教育課職員が関わっていく。

### (4) きのくにコミュニティスクール

保護者及び地域住民等の様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めるために、学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

## V. 社会的課題解決への取り組み

### 1. 家庭教育

家庭教育は、教育の原点であり、子どもの社会生活に必要な基本的生活習慣、良好な人間関係、社会的マナーなどの能力を身につける上で重要な役割を担っているもので、家族は子どもが生まれて初めて接する社会集団である。

しかし、近年の核家族化、少子化、地域における連帯感の希薄化など、家庭を取り巻く社会環境の変化の中で家庭教育力の低下が指摘されている。このような中で、懸命に子育てしている親たちが、同じ課題や悩みをもつ仲間を見出し、助けあう関係を築く場を提供する必要がある。

そのためにも保健福祉課、こども園、子育て支援センター、学校及び子育て支援サークル等各団体と連携し、地域ぐるみで子育てしていく家庭教育支援体制の充実を図る必要がある。これが「共に育ち、育て合う」共育コミュニティの形成の実践であり、子どもも大人も共に育ち、育て合い、地域との絆を深めていくことになる。

#### (1) はぐくみ会

教育委員会、保健福祉課、こども園及び子育て支援センター等と連携を図り、子どもたちの成長を支援していくため、毎月1回会議を設け情報交換を図る。

#### (2) 町PTA連合会と連携して、家庭教育講演会やワークショップ等の事業を開催する。

#### (3) 子育て支援サークル、読み聞かせサークル等の活動を支援する。

#### (4) たんぽぽふれあい学級

子育て中の親の仲間づくり、子どもとのふれあい、リフレッシュを図れる事業を開催する。

### 2. 青少年教育

現在、社会における急速な情報化の進展や社会の規範意識の低下など、青少年を取り巻く環境は好ましい状態とは言えない。特にスマートフォン等インターネット機器を早い時期から所有するようになってきており、それに伴いトラブルも増加してきている。

また、いじめや不登校等青少年に関わる諸問題も少なからず見られる。次代を担う青少年の健全育成は、町民すべての願いであり、地域の子どもは地域で育てるという視点から、青少年に豊かな人間性や社会性を培う施策を地域ぐるみで展開しなければならない。

#### (1) 青少年センター及び各種団体と連携を密にして安心・安全な地域づくりを推進する。

#### (2) 児童館事業

子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として町内4箇所で開館する。

#### (3) 体験学習への支援

子どもに創り出す喜びと地域の方々とのふれあいをテーマにした「こどもまつり」を実施する。また、各学校における総合的な学習の時間や中学校の職業体験の支援を行う。

#### (4) スポーツ少年団

各種スポーツ団体の活動を通して、子どもの健全育成を図る。

#### (5) 学童保育

町内2箇所(野上学童・下神野学童)において、日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を図る。

### 3. 成人教育

成人期は地域社会におけるリーダーまたは指導者として、生涯学習の推進において重要な役割を果たす世代である。

しかし、少子高齢化における成人世代の人口減少に加え、地域における雇用機会の減少、地域社会への帰属意識の希薄化、また、現役世代による時間的な問題等により、生涯学習への参加意識は十分とは言えない状況にある。

これらの状況を開拓するために今後は、成人層のニーズを充分に把握した上で公民館サークルや関係各機関との連携を一層強化しながら、学習機会を提供し、意識の高揚を図っていくなければならない。

また、成人層に魅力のある活動を紹介、提供できる情報を集めることが必要である。

- (1) 成人層が積極的かつ容易に参画できるような事業計画の創意工夫を図り、実施する。
- (2) 図書室における成人層のニーズに相応する書籍や視聴覚教材の提供を行う。
- (3) きのくに県民カレッジ(和歌山県・市町村・大学・生涯学習関連団体等が連携して、様々な講座等を実施)等の町外における学習機会の情報提供を行う。

### 4. 高齢者教育

急速な高齢化の進展が国家的な問題となっている中で、当町においても高齢化率が47%を超える、今後もその傾向が加速すると予想される。

活力ある豊かな高齢化社会への円滑な移行を図るために、高齢化社会における生きがいを重点に、学習意欲を向上させる取り組みをし、あわせて高齢者の個性を尊重しながら、常に新しい高齢者教育の取り組みを行っていく。また高齢者が生涯を通して体験してきた人生の基本的な生き方の経験を子どもや次世代に伝承する機会を設けていく。

#### (1) 地域サロンとの連携

地域での健康づくり、生きがいづくりを推進するため保健福祉課との連携を推進し相互交流を支援する。

- (2) 若年層を中心とする世代との交流を深め、高齢者の経験や知識・技能の伝承を図る。
- (3) 高齢者の体験を生かしたゲストティーチャーとしての参加を図る。
- (4) 高齢者が公民館活動や社会活動に参加しやすい機会の創出を図る。

## 5. 人権教育

人権教育は人権尊重の意識を高める教育活動であり、社会教育において様々な人権課題に対応した人権教育の推進を図っている。

平成28年には「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」が令和2年度には、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」が施行され、人権問題の解決には、教育委員会をはじめ町や行政各機関が専門性を発揮するとともに、互いに連携しながら努めていかなければならない。

さらに、具体的実践については「紀美野町人権教育基本方針の趣旨」に沿って人権思想の啓発に努める。

### (1) 研修会・講演会の開催

町民大学講座と共に人権をテーマとする講演会を開催し、その機会に企業への参加を呼び掛ける。また人権委員会各ブロックで研修会を開催する。

### (2) 啓発事業

各種イベント参加者への啓発を行う。

### (3) 保護者学級開設

小学校の保護者を対象とした保護者学級の開設に協力する。

### (4) 生涯学習情報紙(ふれあいネット)

人権問題についての周知を図る。

### (5) 人権に関する町民意識調査の結果を基に作成した紀美野町人権施策基本方針を広く活用する。また今後の推進の方向性を示す資料として人権に関する町民意識調査報告書を活用する。

## 6. 情報教育

情報通信の利活用のため町民が情報機能に慣れ親しめるようにするために、公民館講座、サークル等でIT技能の習熟や情報を活用する創造的能力の育成にも努め、様々な情報が氾濫する現在社会において、情報手段の理解と目的に応じた適切な選択、情報の収集・判断・評価・発信能力及び情報の取り扱いに関する広範囲な知識と能力を育成していく必要がある。

また、町内小中学校においても、情報活用能力が学習の基盤と位置付けられる中、iPadを活用したICT教育を和歌山大学と連携し推進している。

## 7. 環境教育

地球温暖化の防止や自然環境の保全をはじめとした環境保全上の課題を解決するためには、あらゆる主体が自主的・積極的に環境保全対策に取り組むことが重要であり、その基盤となる環境教育・環境学習は重要な役割を担う。

豊かな自然環境に恵まれた当町においても自然に親しみ、自然を愛し、美しい自然を守るために、環境に関する学習をはじめ、豊かな自然に接する事業を、自然保护グループを中心に企画するなかで、町民の自然環境保護に対する心情を養い、ふるさと紀美野を愛する心を育成する。

#### (1) 町内一斉清掃

全町民に環境教育啓発の重要行事として位置づけ、参加啓発を行う。

#### (2) 自然環境保護活動を支援

河川愛護会・リバーサイド実行委員会・生石山の大草原保存会・各学校等で行われている自然環境保護活動に対して、参加啓発を行う。

#### (3) 花いっぱい運動

花を育て、豊かな心を身に付けると共に、地域の交流と親睦の輪を広げ「心ひとつに町づくり」を目標に取り組む。

#### (4) ふれあいハイキング

自然環境保護の大切さについて学び環境意識を高める。

## 8. 防災教育

自然災害は非常に脅威をもつたものであり、これを避けることはできない。そのため日頃の備えと心がけが必要となる。町内各団体と地域と学校とが連携し、過去の自然災害に学び、防災・減災について共に学んでいく。

## VI. 文化財の保存と活用

当方は古代より先人が住み、畿内に比較的近いことから中央との交流もあった。また中世から近世においては世界遺産である高野山への街道が通り栄え、貴重な文化財も存在する。

文化財の保護は教育委員会直轄の責務であり文化財保護法に則り、それらの保護、管理や乱開発の防止に努め、住民の文化財や文化遺産に対する保護意識の啓発に努めなければならない。今後は、それらを適切に保存、管理するとともに、新たな文化財の指定を推進し、先人の残してくれた優れた財産を住民に広く周知することが肝要である。

#### (1) 文化財の登録状況等を充分把握し、広く周知するため、看板設置など環境保全に努める。

#### (2) 指定文化財の所有者に対する管理、修理、公開に関する指示、勧告及び現状変更等

の制限を行う。

- (3) 文化財の学習活動、愛護活動、伝承活動など文化財保護のための国・県の助成を活用した地域保存活動の推進を行う。
- (4) 町内の重要文化財の防火、盗難防止策を講じる。
- (5) 地域に伝わる無形文化財の伝承に努める。
- (6) 特別天然記念物カモシカの適切な保護管理について地域住民に対する周知を行う。
- (7) 文化財保護審議会委員等による、文化財や文化遺産に対する保護意識を高めるための啓発活動を計画する。
- (8) 広報「きみの」等の媒体を通じて町内の文化財の大切さを住民に広く周知するとともに、盗難防止の広報活動を行う。
- (9) 国の登録有形文化財や指定文化財の新たな候補の発掘を行う。

## VII. 生涯スポーツの振興

スポーツは、人生をより豊かに充実したものとするとともに、人間の身体的、精神的な欲求にこたえる文化であることから、住民のライフステージに即した生涯スポーツの場と機会を整備・充実することは重要な施策である。

高齢化が進展していくなか、高齢者や成人世代の生きがい・健康づくりのため、また、体力の低下が顕著な子どもの体力向上のために、さらにスポーツを通じた多世代の交流を促進することで、地域の教育力の向上をめざして、スポーツ振興施策を強化していく。

- (1) スポーツ推進委員を中心に「生涯スポーツ振興計画」を策定する。
- (2) 各社会体育団体の円滑な事業展開を行う。
- (3) 各種スポーツにおける指導者の発掘及び育成を図る。
- (4) 誰でも参加できる各種スポーツイベント「スポーツレクリエーション大会」、「ナイター走ろう会」を開催する。
- (5) 「市町村対抗ジュニア駅伝競走大会」出場でより上位を目指し取り組む。
- (6) 「紀美野ふれあいマラソン大会」を開催する。
- (7) 「パークゴルフ大会」及び「ゲートゴルフ大会」を開催する。
- (8) 誰もが気軽に取り組める「ニュースポーツ」を普及する。

## 紀美野町生涯学習関連事業 (教育委員会関連事業)

項目	活動内容
人づくりと 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育委員</li> <li>○公民館運営審議会・文化センター運営委員会・町民大学講座運営委員会</li> <li>○ボランティアの養成（ふれあいルーム・高齢者学級・ふるさと案内人・紀美野ふれあいマラソン・スポーツレクリエーション大会）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育施設（中央公民館・小川地区公民館・志賀野地区公民館・文化センター・自然体験世代交流センター・真国区民センター・みさと天文台）</li> <li>○社会体育施設（スポーツ公園・武道館・志賀野運動場・志賀野体育館・農村総合センター・上神野公園広場・毛原公園）</li> </ul>
学びの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座、サークル、関係団体活動の支援</li> <li>・児童絵画、ふれあいサロン展示</li> <li>・図書活動（読書、貸し出し奨励、県立図書館との協力）</li> <li>・読み聞かせグループ育成、活動への協力</li> <li>・地域活動グループ</li> <li>・文化祭</li> <li>・社会教育団体の育成</li> </ul> </li> <li>○文化の振興           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民大学講座</li> <li>・文化振興事業</li> <li>・みさとホールを活用した町づくりプロジェクト</li> <li>・文化祭</li> <li>・文化協会展</li> </ul> </li> <li>○みさと天文台事業</li> <li>○地域の教育力           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）</li> <li>・放課後子どもの居場所づくり推進事業（学習サポート）</li> <li>・紀美野共育コミュニティ事業</li> <li>・きのくにコミュニティスクール</li> <li>・花いっぱい運動</li> <li>・社会体育団体との連携</li> </ul> </li> </ul>
社会的課題解決 の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭教育           <ul style="list-style-type: none"> <li>・はぐくみ会</li> <li>・たんぽぽふれあい学級</li> <li>・町民大学講座</li> <li>・こども園、学校、保健福祉課、児童館、青少年センターとの協力</li> <li>・各サークルの支援</li> <li>・図書室の活用</li> <li>・放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）</li> <li>・放課後子どもの居場所づくり推進事業（学習サポート）</li> </ul> </li> </ul>

社会的課題解決の取り組み	○青少年教育 ・ジュニアボランティア ・こども園、学校、保健福祉課、児童館、青少年センターとの協力 ・児童館 ・体験学習 ・スポーツ少年団 ・学童保育
	○成人教育 ・講座、教室の開催 ・情報の発信 ・図書室の充実 ・県関連事業との連携
	○高齢者教育 ・地域サロン活動との連携 ・高齢者の知恵、知識の伝承 ・健康づくり、生きがいづくり、社会参加への協力、支援
	○人権教育 ・人権教育講演会 ・啓発、周知活動 ・保護者学級開設 ・人権委員会及び関連団体等と連携
	○情報教育 ・情報に関する基礎知識の周知
	○環境教育 ・河川美化、町内一斉清掃への参加啓発 ・自然環境保護に関わる団体への協力、支援 ・花いっぱい運動 ・ふれあいハイキング
文化財の保存と活用	○防災教育
	・文化財の紹介 ・文化財の指定、選定、保護 ・地域に伝わる無形文化財の伝承の支援 ・国指定登録有形文化財等の新たな発掘 ・古文書等の管理、保存の援助
生涯スポーツの振興	・生涯スポーツ振興計画策定 ・社会体育団体の支援、育成 ・指導者の発掘 ・スポーツレクリエーション大会 ・ナイター走ろう会 ・市町村対抗ジュニア駅伝競走大会 ・紀美野ふれあいマラソン大会 ・パークゴルフ大会 ・ゲートゴルフ大会 ・ニュースポーツの普及

## 公民館講座・サークル活動

関連資料

### ■中央公民館

表中（ ）内の数字はサークル数を表します

サークル (46)	吹奏楽団	洋画	大正琴(2)	折り紙	読み聞かせ
	町民コーラス	日本画	詩吟	ちぎり絵	ヨガ
	児童合唱団	ペン習字	写真	草木染	脳トレ
	リズム体操(2)	書道(2)	星空サークル	俳句	障害児サークル
	ストレッチ	茶道	料理	パソコン(2)	英会話
	社交ダンス	インターネット	子育てサークル	パッチワーク	コカリナ
	体操(2)	ハワイアンフラ	囲碁	ものづくりを支援する会	アクセサリー作り
	演劇	本に親しむ会	生石山の大草原保存会	平和学習の会	エアロビクス
	農地有効活用の会				

### ■小川地区公民館

サークル (17) 講座 (1)	童謡	パッチワーク	料理(2)	ナツメロ	パソコン
	トールペイント	手編み	ちぎり絵	着付け	陶芸
	絵手紙	人形劇	生花	茶道	小川郷土芸能保存会
	リサイクルアート	折り紙講座			

### ■志賀野地区公民館

サークル (10)	町づくり(2)	パソコン(2)	カラオケ	アレンジメントフラワー	書道(2)
	ビーズ手芸	茶道			

### 地域活動グループ

団体 (14)	紀美野舞踊クラブ	リズム体操	悠々庵(表千家茶道)	けやきころばん塾
	美里短歌会	美里大正琴クラブ	Sexy Rose	織り姫の染め工房
	読み聞かせ「ほたる」	美書会	論語勉強会	美里太極拳教室
	アートフラワークラブ	きみの音楽ネットワーク		

## 紀美野町文化財

関連資料

国指定重要文化財一覧表

種類	指定物件	指定年月日	所在地	年代又は時代
建造物	野上八幡宮本殿一棟	昭和 19 年 9 月 5 日	小 畑	
	野上八幡宮拝殿一棟	昭和 19 年 9 月 5 日	小 畑	
	野上八幡宮 摂社武内神社本殿一棟	昭和 19 年 9 月 5 日	小 畑	
	野上八幡宮 摂社平野今木神社本殿一棟	昭和 19 年 9 月 5 日	小 畑	
	野上八幡宮 摂社高良玉垂神社本殿一棟	昭和 19 年 9 月 5 日	小 畑	
	十三神社本殿一棟	昭和 44 年 3 月 12 日	野 中	天正年間・永禄年間
	十三神社 摂社丹生神社本殿	昭和 44 年 3 月 12 日	野 中	
	十三神社 摂社八幡神社本殿	昭和 44 年 3 月 12 日	野 中	
	泉福寺 梵鐘	昭和 46 年 6 月 22 日	長谷宮	安元2年
美術工芸	赤銅鳥頭太刀 銘真長	大正 11 年 4 月 13 日	小 畑	

国登録有形文化財

種類	指定物件	指定年月日	所在地	年代又は時代
建造物	上南家住宅 4 件	平成 31 年 3 月 29 日	谷	江戸中期他

県指定文化財一覧表

種類	指定物件	指定年月日	所在地	年代又は時代
建造物	野上八幡宮絵馬殿一棟	昭和 37 年 2 月 13 日	小 畑	
建造物	国吉熊野神社石造宝篋印塔	昭和 40 年 9 月 20 日	田	
美術工芸	大日寺 木造阿弥陀如来坐像	昭和 55 年 2 月 16 日	毛原宮	鎌倉時代
美術工芸	龍福寺 木造阿弥陀如来坐像	昭和 55 年 2 月 16 日	高 畑	文治2年
古文書	岡本家文書 930 点	昭和 52 年 3 月 16 日	福 田	天明6年、文久3年
天然記念物	釜滝の甌穴	昭和 46 年 3 月 22 日	釜 滝	
天然記念物	国木原ノダフジの大樹一株	昭和 41 年 12 月 9 日	国木原	
天然記念物	善福寺のカヤ(雌株)	昭和 53 年 8 月 18 日	勝 谷	樹齢推定800年
天然記念物	箕六弁財天社のカツラ(雄株)	昭和 53 年 8 月 18 日	箕 六	樹齢推定500年
天然記念物	丹生神社のイチョウ(雌株)	昭和 53 年 8 月 18 日	長谷宮	樹齢推定600年
天然記念物	紀美野町のヒダリマキガヤ群(13 本)	平成 31 年 2 月 7 日	谷ほか	
天然記念物	ブドウハゼの原木	令和 2 年 1 月 23 日	松 瀬	江戸時代後期

町指定・認定文化財一覧表

種類	指定物件	指定年月日	所在地	年代又は時代
無形民俗文化財	梅中傘踊り	昭和 62 年 2 月 1 日	梅 本	
無形民俗文化財	野上八幡宮獅子舞	平成 22 年 3 月 11 日	小 畑	
美術工芸(絵画)	遍照寺の弘法大師像	平成 22 年 3 月 11 日	津 川	南北朝時代

# 紀美野町人権委員会組織図

関連資料

